

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と住民基本台帳法との比較(未定稿)

OECD理事会勧告8原則	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) <個人情報取扱事業者の義務>	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) <住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)>	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) <本人確認情報>
<p>○目的明確化の原則 収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致すべき</p> <p>○利用制限の原則 データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は目的以外に利用使用してはならない</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り特定しなければならない。(第15条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。(第16条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法令に基づく場合 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。 <p>(第23条第1項)</p>	<p>○行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。(第3条第1項)</p> <p>○行政機関は、前項の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。(第3条第2項)</p> <p>○行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。(第8条第1項)</p> <p>○前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。 <p>(第8条第2項)</p> <p>○行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。(第9条)</p>	<p>○この法律は、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るために、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。(第1条)</p> <p>○住民基本台帳の一部の写しの閲覧(第11条)</p> <p>○住民票の写し等の交付(第12条)</p> <p>○何人も、住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写しその他のこの法律の規定により交付される書類の交付により知り得た事項を使用するに当たつて、個人の基本的人権を尊重するよう努めなければならない。(第3条第4項)</p>	<p>○提供先となる国の機関等及び事務を法律(それに基づく省令を含む。)で規定(第30条の7第3項~6項、別表第1~4)</p> <p>○都道府県知事が、本人確認情報を利用することができる事務等を法律又は条例で規定(第30条の8第1項、別表第5)</p> <p>○都道府県知事(指定情報処理機関)は、法律又は条例に基づく本人確認情報を利用し、又は提供する場合を除き、本人確認情報を利用し、又は提供してはならない。(第30条の30)</p> <p>○受領者は、その者が処理する事務であつて当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているものの遂行に必要な範囲内で、受領した本人確認情報を利用し、又は提供するものとし、当該事務の処理以外の目的のために受領した本人確認情報の全部又は一部を利用し、又は提供してはならない。(第30条の34)</p> <p>○住民票コードの告知要求制限(第30条の42)</p> <p>○住民票コードの利用制限等(第30条の43)</p>

OECD理事会勧告8原則	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ＜個人情報取扱事業者の義務＞	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)＞	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜本人確認情報＞
○収集制限の原則 適法・公正な手段により、かつデータ主体に通知又は同意を得て収集されるべき	○個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により取得してはならない。(第17条)	○行政機関は、特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。(第3条第2項)【再掲】	○届出(第21条～30条)	○市町村から都道府県知事への通知及び保存(第30条の5) ○都道府県知事から指定情報処理機関への通知及び保存(第30条の11) ○住民票コードの告知要求制限(第30条の42)【再掲】 ○住民票コードの利用制限等(第30条の43)【再掲】
○データ内容の原則 利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき。	○個人情報取扱事業者は、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。(第19条)	○行政機関の長は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。(第5条)	○市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(第3条第1項) ○市町村長は、その事務を管理し、及び執行することにより、又は第十条若しくは前二条の規定による通知若しくは通報若しくは第三十四条第一項若しくは第二項の調査によつて、住民基本台帳に脱漏若しくは誤載があり、又は住民票に誤記若しくは記載漏れがあることを知つたときは、届出義務者に対する届出の催告その他住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならない。(第14条第1項) ○市町村長間の通知、選挙管理委員会からの通知、都道府県知事、市町村の委員会からの通報、市町村長の調査(第9条、第10条、第12条の3、第13条、第34条)	○都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の住民基本台帳に住民に関する正確な記録が行われるよう、市町村長に対し、必要な協力をするものとする。(第30条の7第10項) ○指定情報処理機関による通報及び協力(第30条の11第5項、第8項) ○市町村の住民基本台帳の記録が変わるたびに電気通信回線で都道府県に送信(第30条の5第1項、第30条の11)
○安全保護の原則 合理的な安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護されるべき。	○個人情報取扱事業者は、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。(第20条) ○個人情報取扱事業者は、従業者・委託先に対し必要な監督を行わなければならない。(第21条、第22条)	○行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。(第6条第1項) ○前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。(第6条第2項) ○個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。(第7条)	○住民票に記載されている事項の安全確保等(第36条の2) ○住民に関する記録の保護(第36条) ○住民票に係る磁気ディスクの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準(昭和61年総務省告示第15号)	○本人確認情報の安全確保(第30条の29) ○本人確認情報の電子計算機処理等に従事する市町村又は都道府県の職員等の秘密保持義務(第30条の31) ○本人確認情報に係る住民に関する記録の保護(第30条の32) ○受領者等による本人確認情報の安全確保(第30条の33) ○本人確認情報の電子計算機処理等に従事する受領者の職員等の秘密保持義務(第30条の35) ○受領した本人確認情報に係る住民に関する記録の保護(第30条の36) ○電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(総務省14年総務省告示第334号)

OECD理事会勧告8原則	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号) ＜個人情報取扱事業者の義務＞	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜住民票記載情報(閲覧、住民票の写しの交付)＞	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ＜本人確認情報＞
<p>○公開の原則 データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき</p> <p>○個人参加の原則 自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申し立てを保証するべき</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、取得したときは、利用目的を通知又は公表しなければならない。(第18条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、利用目的等を本人の知り得る状態に置かなければならない。(第24条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて保有個人データを開示しなければならない(第25条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて訂正等を行わなければならない。(第26条)</p> <p>○個人情報取扱事業者は、本人の求めに応じて利用停止等を行わなければならない。(第27条)</p>	<p>○行政機関は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。(第4条)</p> <p>○行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、個人情報ファイルの名称等を通知しなければならない。(第10条)</p> <p>○行政機関の長は、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。(第11条)</p> <p>○開示(第12条～26条) ・何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。(第12条)</p> <p>○訂正(第27条～35条) ・何人も、自己を本人とする開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。)を請求することができる。(第27条)</p> <p>○利用停止(第36条～第41条)</p> <p>○不服申立て(第42条～44条)</p>	<p>○目的(第1条)</p> <p>○住民記載事項(第7条)等</p> <p>○本人又は同一の世帯に属する者についての閲覧又は住民票の写し等の交付の請求(第11条、第12条)</p> <p>○住民基本台帳に記録されている者は、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票に誤記又は記載漏れがあることを知ったときは、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対してその旨を申し出ることができる。(第14条第2項)</p> <p>○不服申立て(第31条の4、第32条)</p>	<p>○提供先となる国の機関等及び事務を法律(それに基づく省令を含む。)で規定(第30条の7第3項～6項、別表第1～4)【再掲】</p> <p>○都道府県知事が、本人確認情報を利用することができる事務等を法律又は条例で規定(第30条の8第1項、別表第5)【再掲】</p> <p>○本人確認情報の提供の状況の公表(第30条の11第6項)</p> <p>○開示(第30条の37～第30条の39)</p> <p>○訂正(第30条の40)</p>
<p>○責任の原則 管理者は諸原則実施の責任を有する。</p>	<p>○個人情報取扱事業者は、苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第31条)</p>	<p>○行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。(第48条)等</p>	<p>○苦情処理(第36条の3)等</p>	<p>○苦情処理(第30条の41)等</p>